

議案第54号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。）を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(政策の目標)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる事項を知的財産の創造等に関する政策の目標とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及び<u>国際競争力の強化並びにその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ること。</u></p> <p>(産学金官の連携)</p> <p>第7条 県は、第4条第3号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>本県産業の国際競争力の強化のために産学金官で連携して実施する次に掲げる事業の実施</u></p> <p><u>ア 環境・エネルギー分野等の本県が産業の創出を図る分野における知的財産の活用の促進</u></p> | <p>(政策の目標)</p> <p>第3条 県は、次に掲げる事項を知的財産の創造等に関する政策の目標とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及びその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ること。</p> <p>(産学金官の連携)</p> <p>第7条 県は、第4条第3号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |

イ 事業者の知的財産を活用した国際的な事業展開の支援

2 略

附 則

1～3 略

(検討)

4 知事は、平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 略

附 則

1～3 略

(この条例の失効)

4 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。